相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区西大泉六丁目一二三一番地、最後の住所東京都練馬区大泉町五丁目二番五―四一三号　被相続人　亡　中村　有子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

事務所東京都中央区銀座一丁目二〇番七号ウインド銀座Ⅲビル三階佐々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐々木健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市油平一六二番地四、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井一四一七番地一新清快園　被相続人　亡　久保　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階吉祥寺市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

弁護士　緒方　瑛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区旭町二丁目二四番、最後の住所川崎市幸区北加瀬三丁目三番二―四〇四号　市営住宅　被相続人　亡　石川　泰司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号　内田ビル三階　溝の口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　太田　皓士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市杉山字大久後一六番地、最後の住所愛知県新城市野田字西町屋敷六九番地一　被相続人　亡　小林　宣隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

愛知県豊川市牛久保町城跡七六番地一・一　階まぶち法律事務所　相続財産管理人　弁護士　馬渕　雄広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区八前一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市千種区清住町二丁目三六番地の二シーズンステージ東山Ｂ―五号　被相続人　亡　小林　正紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

名古屋市中区丸の内一丁目一三番一一号　ジャルダン桜橋ビル四階Ｃ号室ゆたか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　池山豊二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区鳴海町字鉾ノ木三五番地一、最後の住所名古屋市天白区植田本町二丁目一一六番地メゾン・ド・ゼファー二一二号　被相続人　亡　立石　智哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ九階　弁護士法人中京法律事務所　相続財産管理人　弁護士　今泉麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市久保三丁目一五六番地、最後の住所神戸市須磨区明神町二丁目二番九号　被相続人　亡　白井　敏男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号コウベセンタービル九階田辺法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　正治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡北山村大字竹原一九八番地、最後の住所和歌山県新宮市下本町二丁目一番地の一　被相続人　亡　髙須富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

和歌山県新宮市緑ケ丘一丁目一番四〇号貴志ビル三階弁護士法人あしたば　相続財産管理人　弁護士　山本　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区堀川通五条上る柿本町五七一番地、最後の住所鳥取県鳥取市卯垣五丁目二六番地Ｂの六　被相続人　亡　上野　裕基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

鳥取県鳥取市元魚町二丁目一〇五番地アイシンビル五階　相続財産管理人　弁護士　瀬古　智昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県庄原市西本町一丁目四九番地二、最後の住所広島県庄原市総領町稲草七七番地　被相続人　亡　西村　文男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

事務所広島県福山市寺町九番一一号ディッククスビル二〇二上野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上野　彰大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市仁保下郷七八〇番地、最後の住所山口県山口市仁保下郷二六二番地一　被相続人　亡　岡部　通保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

山口市駅通り二丁目五番一三号未来ビル　相続財産管理人　弁護士　中光　弘治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南矢三町三丁目四九五番地、最後の住所徳島県板野郡北島町江尻字松堂一〇番地五　被相続人　亡　久次米雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

事務所　徳島市東出来島町一二番地　大門ビル二階一号室　相続財産管理人　大門　美保

第44期決算公告

平成30年3月16日　札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セコマ

代表取締役　丸谷　智保

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,420	流動負債	4,177
固定資産	24,099	（役員賞与引当金）	(8)
繰延資産	39	固定負債	11,350
		（退職給付引当金）	(228)
		株主資本	16,023
		資本金	428
		資本剰余金	248
		資本準備金	248
		利益剰余金	15,346
		利益準備金	105
		その他利益剰余金	15,241
		（うち当期純利益）	(604)
		評価・換算差額等	8
資産合計	31,559	負債・純資産合計	31,559